

令和5年（ワ）第1781号 損害賠償等請求事件

原告 A 外2名

被告 恵 庭 市 外2名

準備書面（13）

2026（令和8）年6月1日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告ら代理人弁護士 船 山 暁 子

同 中 島 哲

同 山 田 佳 以

同 吉 田 玲 英

同 橋 本 祐 樹

同 神 坂 正 美

同 氷 見 谷 馨

第1 本書面の目的

本書面は、原告準備書面（8）及び原告準備書面（10）の主張を補充するものであり、原告らの労働実態及び生活環境に関する事実をより詳細に主張することで X 牧場における虐待の実態を明らかにすることを目的とするものである。

なお、準備書面（8）及び準備書面（10）に抵触する事実については本書面によるものとする。また、略称等は従前の例による。

第2 原告らの労働実態

1 過酷な労働

被告らが原告らに課した労働のなかで、特に過酷と評価されるべきものを以下に述べる。

(1) 労働時間が長時間であり休日がなかったこと

2016（平成28）年5月20日に X 牧場の酪農部門が閉鎖となる前までは、原告らの労働時間は次のとおりであった。

原告らは、朝5時頃起床し搾乳を開始し、夜の搾乳と後始末を終える19時頃まで、食事時間以外に休憩をとることなく作業をするのが通常であった。酪農の仕事の合間は、被告牧場経営者 Y の指示で農作業に従事し、冬期間は除雪を行った。

さらに、原告 B と原告 A は、夜中に牛の出産に立ち会うことがあった。

X 牧場では獣医が牛の出産を行うことになっていたが、それは日中だけのことであり、夜中でも獣医が対応できるわけではない。夜中に牛が産気づくと、原告 B と原告 A が、ロープをかけて子牛をひっぱりだすなどして、牛を出産させた。牛の出産があれば、原告 B らは十分睡眠をとることができなかったが、朝の搾乳は時間通りに開始しなければならず、その後の労働を休むこともできなかった。

加えて、原告らには一切休日は与えられなかったことを考え合わせると、長時間

労働による労働環境の苛烈さが際立つものである。

(2) 農作業が重労働であったこと

農作業は被告牧場経営者 Y から指示を受け、被告牧場経営者 Y の指示のとおりに行った。

農作業の作付面積は、恵庭市 [REDACTED] の土地だけでも 1 万 1 4 4 8 m² (甲 7 8) という広大な敷地のなか、原告ら 3 人が共同して、水やり、苗運び、雑草取り、農作物の収穫等という内容をこなしていた。

原告 B は、耕運機を操作できたため、雑草取りの大半は耕運機を使ったが、耕運機が入らない場所があり、手で雑草を抜くことも日常的に行っていた。

水撒きは、母屋の風呂から伸ばしたホースからじょうろに水をいれて、畑まで運ぶ。それを炎天下のなか、何度も往復したが、1 日で終えることはできないので、場所を変えて毎日水撒きを行った。

苗運びは台車を使わず、苗を入れたセルトレイを手で持って運んだ。この作業は、幾度もの往復が必要であるうえに、水撒きより移動距離が長かったため、原告 B は最も辛い作業であったと言う。

被告牧場経営者 Z は、令和 8 年 1 月 2 8 日付「準備書面 (原告準備書面 (10) に対する反論)」(以下「被告牧場経営者 Z 準備書面」という。)において、「簡単な作業」(準備書面第 2、2(1))や「単純な作業」(同第 2、2(2)ア)を原告らに任せていたと主張し、あたかも原告らの労働内容が軽微なものであったかのよう主張する。しかし、単体でみれば簡単な作業や単純な作業であったとしても、例えば上記農作業は、上記のとおり広大な面積を有する畑を人力で作業することであり、決して軽微なものではない。簡単な作業や単純な作業であっても、それを長時間にわたり繰り返すことを強いられるのならば、むしろ大変な重労働と評価されなければならない。

原告らが行っていた農作業は極めて過酷な重労働であった。

(3) 原告らが重機と同程度の労働力を提供していたこと

亡牧場経営者Xの存命中は、X牧場にはタイヤショベル（重機）があって、除雪、農作業（糞運び、堆肥まきなど）はこれを用いて行っていた。しかし、亡牧場経営者X死亡後、被告牧場経営者Zがタイヤショベルを手放したため、それ以降、重機で行っていた作業のほとんどすべてを原告らが手作業で行うことになった。

特に除雪は、重機を行えばごく短時間で終えられ、降雪地の酪農牧場では重機を用いて除雪することが通常であるところ、X牧場では、原告らがスコップとスノードンプだけの手作業で広大な敷地を除雪することになった。

このように、X牧場においては、原告らが重機の代替として重機と同程度の労働力を提供していたのである。

加えて後述の2項(2)イで述べるとおり、被告らが原告らに防寒具等を十分に与えないで除雪作業をさせるという労働環境の劣悪さをみると、被告らは、従順な原告らを牛馬のごとく扱い、過酷な労働を強いていたことが認められる。

(4) その他の重労働

原告らは、夏には草刈りの仕事を課せられていた。まずX家の敷地内を行い、その後、公道の草刈りをも行った。公道はX牧場の敷地を出て右手突き当たりまでの約170メートルの道である（甲80参照）。

札幌市でいえば大通公園の1区画（西1丁目、西2丁目など）が約108メートルであるから、敷地内の作業と合わせると、原告らは大通公園2区画分以上の距離の草刈り作業を命じられていたことになり、しかも原告らは炎天下のなか、かかる作業を行っていたのである。

加えて、下記2項(2)で述べるように、この作業は刈払機を使用する危険な作業でもあった。

2 安全対策が不十分な作業

被告らは原告らに対して、以下に挙げるような身体の安全を脅かす作業を、原告

らの安全に何ら配慮することなく、恒常的に行わせていた。原告らは障害特性により自らの身体の安全に対する配慮を求めることができず、また危険な作業を拒否することもできないまま長期間にわたり作業に従事していた。これらの労働はそれ自体が障害者に対する虐待と評価されなければならない。

なお、以下の被告らの行為は、労働安全衛生法に反するものも含まれるため、その点についても述べる。

(1) 命綱なしの屋根の雪下ろし

ア 原告らは、被告牧場経営者Yに命ぜられ、母屋の屋根の雪下ろしを行った。木に縛った綱を自分の体に巻き付けて、いわゆる命綱を付けて作業をすることもあったが、次第に被告牧場経営者Yから「要らない」と言われるようになり、原告 B は命綱なしで雪下ろし作業をした。

命綱なしの屋根の雪下ろしは、いうまでもなく非常に高い死亡リスクを伴う危険な作業であり、屋根の雪下ろしにおける死亡事故の大半が転落によるものであって、その多くが命綱を着用していないために生じるものである。

イ 労働安全衛生規則518条¹は、高所での作業についての事業者の義務を定める。被告牧場経営者Yが、原告 B に対し、屋根からの墜落を防止する適切な措置を講じなかったことは、労働安全衛生法21条違反に該当するものである。

(2) 適切な保護具等のない作業

¹ 労働安全衛生規則第五百十八条（作業床の設置等）

1 事業者は、高さが二メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

ア 農薬散布作業

亡牧場経営者Xが存命中、原告 B は、亡牧場経営者Xの存命中に同人から農薬の薄め方の指南を受け、自ら作った農薬を手動の農薬散布機で撒く作業を行っていた。亡牧場経営者X死亡後においても、被告らの指示で、以前と同様の方法で、自ら農薬を作り、農薬散布機を用いて、収穫を終えた畑に農薬を撒いていた。

その際、ゴーグル、手袋、マスクをつけることはなく、農薬散布後に入浴することもなかった。

農薬散布時において、農薬散布者に薬剤が直接付着したり、農薬散布者が農薬を吸い込むことで、中毒事故に至ることが少なくない。

イ 除雪作業

上記 I (3)記載の除雪の際、原告らには防寒着や防寒靴、防寒手袋等は与えられなかった。そのため、長靴と軍手で除雪を行うこととなり、靴の上部から雪が入ることで足が濡れ、布の軍手を通して手が濡れ、手足が凍り付いていくこととなった。零下の気温下で手足が濡れたまま、外気にあたる外で作業をさせることは、作業者に大変な苦痛を強いることである。

ウ 牛糞清掃作業

牛糞の清掃は次のとおり、バークリーナー（糞尿搬出機）を使って行っていた。

まず、糞や汚れた藁をフォークで溝に落とすようにしてベルトコンベアに乗せる。それからベルトコンベアを動かし、バークリーナーまで糞を移動させ、糞を牛舎の外へ出す。牛舎の外ではバークリーナーの下で糞が溜まっていくが、そのままにしておくと糞の山が邪魔してバークリーナーが動かなくなるため、作業者がバークリーナーをつたって糞の山に登って、バークリーナーを手で押すことで、糞が溜まる場所を確保する必要がある。そして、バークリーナーの掃除はフォーク等の道具を使って行うが、道具が入らない狭い箇

所があり、そこについては、手で糞を掻き出して掃除をする。

当然バークリーナーは糞にまみれており、バークリーナーの狭い箇所の掃除は直接手で糞に接触することになる。

原告らは、被告牧場経営者Ｚから作業用の手袋を与えられてことはなく、すべて素手で作業していた。

なお、外に排出した糞はバークリーナーの側に積んでいたようである。

エ 労働安全衛生規則５９３条^２は、呼吸用保護具等の装備に関する義務を規定する。

上記ア記載の農薬散布は「有害物を取り扱う業務」に該当し、上記イ記載の除雪作業は「著しく…寒冷な場所における業務」に該当する。さらに、上記ウ記載の牛糞清掃は「病原体による汚染のおそれの著しい業務」に該当する。

被告らは、原告らに「保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具」に該当する装備の一切を装備させずに、上記作業を行わせたものであるから、労働安全衛生法２２条２号違反に該当する。

(3) 刈払機を使用した草刈り

ア 原告らは、前記１項(4)で述べたとおり、広範囲の草刈りを課せられており、同作業は、刈払機で行っていた。

刈払機とは、先端に装着した高速回転する刃物で草を刈るもので、飛散物によって人が負傷するおそれがあるものである。刃が石や硬い異物に当たり、弾き飛ばされた破片が作業員や周囲の人の目、体に当たり失明や貫通の恐れがあるのである。

また、回転歯に障害物に当たると、刃が大きく跳ね返り、作業員自身に襲い

^２ 労働安全衛生規則第五百九十三条

事業者は、著しく暑熱又は寒冷な場所における業務、多量の高熱物体、低温物体又は有害物を取り扱う業務、有害な光線にさらされる業務、ガス、蒸気又は粉じんを発生する有害な場所における業務、病原体による汚染のおそれの著しい業務その他有害な業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具を備えなければならない。

かかること（キックバック）があり、作業者が転倒時に刃が作業者の身体に接触する等の危険もある。

このような重大事故を防ぐため、保護具（ゴーグル、ヘルメット、防振手袋、安全靴、足の脛を守る装具）の着用が求められる。しかし、原告らは何らの保護具を身につけないまま、刈払機操作を長時間行っていた。

また、作業前には、現場の空き缶、石、針金などの障害物を片付ける、飛散防止カバーが確実に固定されているか確認、刃のひび割れやナットの緩みを点検する等の準備が必要であるところ、被告牧場経営者Ｙ及び被告牧場経営者Ｚは、そのような準備は全くしないまま、原告らに草刈り作業をさせていた。

原告らに事故がなかったのは、幸運が重なった結果にすぎず、非常に危険な状況であったといえるものである。

イ 労働安全衛生規則第594条1項³は皮膚障害等防止用の保護具の装備に関する義務を規定し、刈払機を使用した草刈りは、上記ア記載のとおり、「皮膚若しくは眼に障害を与える物を取り扱う業務」に該当するところ、被告らは、原告らに適切な保護具を一切装備させなかった。したがって、被告らにおいては労働安全衛生法22条2号違反が認められる。

(4) 小括

被告牧場経営者Ｚらは「事業者」に該当することは明らかであるから、以上の事実が労働安全衛生法21条、22条2号に反することで、刑事罰の対象となり得る（同法119条1号）。

加えて、以上の事実は、被告らに使用者の安全配慮義務違反が認められることは明らかである。

³ 労働安全衛生規則594条1項

事業者は、皮膚若しくは眼に障害を与える物を取り扱う業務又は有害物が皮膚から吸収され、若しくは侵入して、健康障害若しくは感染をおこすおそれのある業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を備えなければならない。

さらに、厚労省マニュアルは、使用者虐待の「身体的虐待」の例として、「本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為」を挙げ、具体的な例として、「本人が苦痛な姿勢や、危険が及ぶ環境での仕事を強要する。」を挙げ（甲 24・13 頁）、また、「放棄・放置」の例として「必要とされる職場環境の改善や配慮を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為」を挙げ、具体的な例として、「・本人にとって危険な状況を改善しない。」「・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）で働かせる。」「・障害に配慮しない環境を継続させ、放置する。」などを挙げる（甲 24・15 頁）ところ、本件における以上の事実は、障害者虐待防止法 2 条 8 項 1 号が規定する使用者による身体的虐待及び同法 2 条 8 項 4 号が規定する使用者による放棄・放置（ネグレクト）に該当するものである。

第 3 原告らの生活環境

人は、適切な温度、清潔な水、衛生的な環境が保たれた居宅があって初めて、健康を維持し、明日を生きる活力を回復することができるものである。人が住むに適さない場所に居住することを強制される、あるいは不衛生な環境に置かれることは、生存そのものを脅かされることに直結するものであり、極めて重大な人権侵害であると評価すべきことは論を待たない。

以下、原告らの生活環境について補足し、労働基準法が規定する「事業の附属寄宿舍」規程に反するものについては、その点も指摘するものとする。

1 居住場所のプレハブについて

原告らが居住していたプレハブの概要については、原告ら準備書面（8）16 頁以降に記載したとおりである。

労働基準法 96 条は、「事業の附属寄宿舍」について使用者が講ずべき義務を定めるところ、当該プレハブは、「事業に附属し、常態として相当人数の労働者が宿泊し、共同生活の実態を備えている施設」あるから「事業の附属寄宿舍」に該当する（労

働法コンメンタール令和３年版労働基準法下１０３５頁）（甲８１）。

もっとも、住居設備は、原告ら準備書面（８）記載のとおり、プレハブは地面に直に接しており、暖房設備は不十分または使用自体ができないものであり、浴室がなく、洗面所や物干し場の設備もない。隣接する住居にトイレがあるものの手洗いの設備がない。

以上の事実は、労働基準法９６条２項が定める「厚生労働省令」すなわち事業附属寄宿舍規程^４に反するものであり、被告らが原告らを当該プレハブに居住させていたことは、刑事罰の対象となり得るものである（労働基準法１１９条１号）。

２ 生活水の衛生状態

(Ⅰ) 原告らの各部屋に水道の設備がなかったことに争いはない。原告らは、飲料水をプレハブの隣にあった牛舎内の処理室の水道を使って確保していた。牛舎内の作業に使用するため、処理室の水道の蛇口にホースがつながれており、そのホー

^４ 事業附属寄宿舍規程

第十九条 寝室は、次の各号によらなければならない。

二 木造の床の高さは、四十五センチメートル以上とし、寝台を設けない場合には、畳敷とすること。

九 防寒の為適当な採暖の設備を設けること。

第二十条 寄宿舍に寄宿する労働者には、各人専用の寝具を備え、且つ、ふとんのえり部及びまくらをおおうための白布並びに敷布を備え、常にこれらを清潔に保持しなければならない。

第二十七条 他に利用し得る浴場のない場合には、適当な浴場を設けなければならない。

② 前項の規定により浴場を設ける場合においては、脱衣場及び浴室を男女別とし、且つ、浴室には清浄な水又は上り湯の設備を設けること、浴湯を適当な温度及び量に保つこと等清潔を保持するため、必要な措置を講じなければならない。

第二十八条 便所は、次の各号による外、常に清潔を保持するため、必要な措置を講じなければならない。

第二十九条 寄宿舍に寄宿する労働者の数に応じ、適当且つ十分な洗面所、洗濯場及び物干場を設けなければならない。

五 流出する水によつて手を洗う設備を設けること。

スの先にプラスチックの漬物樽が置かれていた。

原告らは、この漬物樽に溜めた水をペットボトルで汲んで、部屋に置いておき、飲み水とした。樽に貯めた水の表面には虫が浮いていたが、原告らは虫の少ない所を選んで水を汲み、ペットボトルに入れた。

これに加えて、原告らは、自由に入浴することを許されていなかったため、入浴の代りにタオルで身体を拭くことがあった。特に夏の時期は、頻繁に身体を拭いていたが、その際は、身体を拭くタオルを上記漬物樽の中の水に浸し、絞ってから身体を拭いたということである。

すなわち、原告らは、飲み水を汲む樽で身体を拭くタオルを洗い絞り、その水をまた飲み水として利用したということである。

- (2) 事業附属寄宿舍規程39条8号⁵は、特に飲料水について規定するところ、上記飲料水は、「飲用及び洗浄のため清浄な水」とは到底いえないものである。

3 小括

上記の他にも原告らの悲惨な生活環境についての事実は、枚挙にいとまがない。例えば、原告らは、夕食用の弁当を昼間に渡されることがあったが、原告らの居室には冷蔵庫がなかったため、原告らは渡された弁当を、真夏でもそのまま部屋のなかに置いておき、夜にそれを食したということである。また、被告らが原告らの部屋の掃除をすることはなく、原告らの居室に掃除機をかけたことは一度もないということであり、原告Bは、居室の掃除について、部屋の床のザラザラしたゴミを手で集めて袋にいれて掃除をしていたと述べる。

このような事実が示すものは、X牧場において行われていた障害者虐待の実態であるばかりか、極めて重大な人権侵害の実態にほかならない。

以上

⁵ 第三十九条 寄宿舍の建築及び設備に関しては、次の各号によらなければならない。

七 他に利用することのできる浴場のない場合には、入浴のための設備を設けること。

八 飲用及び洗浄のため清浄な水を十分に備えること。